

# 胎内市特別の理由による 任意予防接種費用の助成について

骨髓移植手術等により定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できない状態と医師に判断され、任意で再接種する方に対して、経済的負担の軽減および感染症予防を目的として、再接種費用を助成する制度です。要件確認や、申請に必要な書類等をお渡ししますので、再接種の前にお問合せください。

## 【対象者】

次のすべての要件を満たす方

1. 再接種日において、20歳未満であること。
2. 骨髓移植手術やその他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できない状態と医師に判断されていること。
3. 予防接種の再接種を受ける日において胎内市に住民票があること。
4. 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、定期接種の規定に則り接種していること。

## 【対象となる予防接種】

- ・予防接種法に規定するA類疾病のワクチンであること。
- ・予防接種法で定める特定疾病のうち、長期療養特例のあるものは規定の年齢まで（※1）、その他の予防接種は20歳未満の接種であること。

（※1）

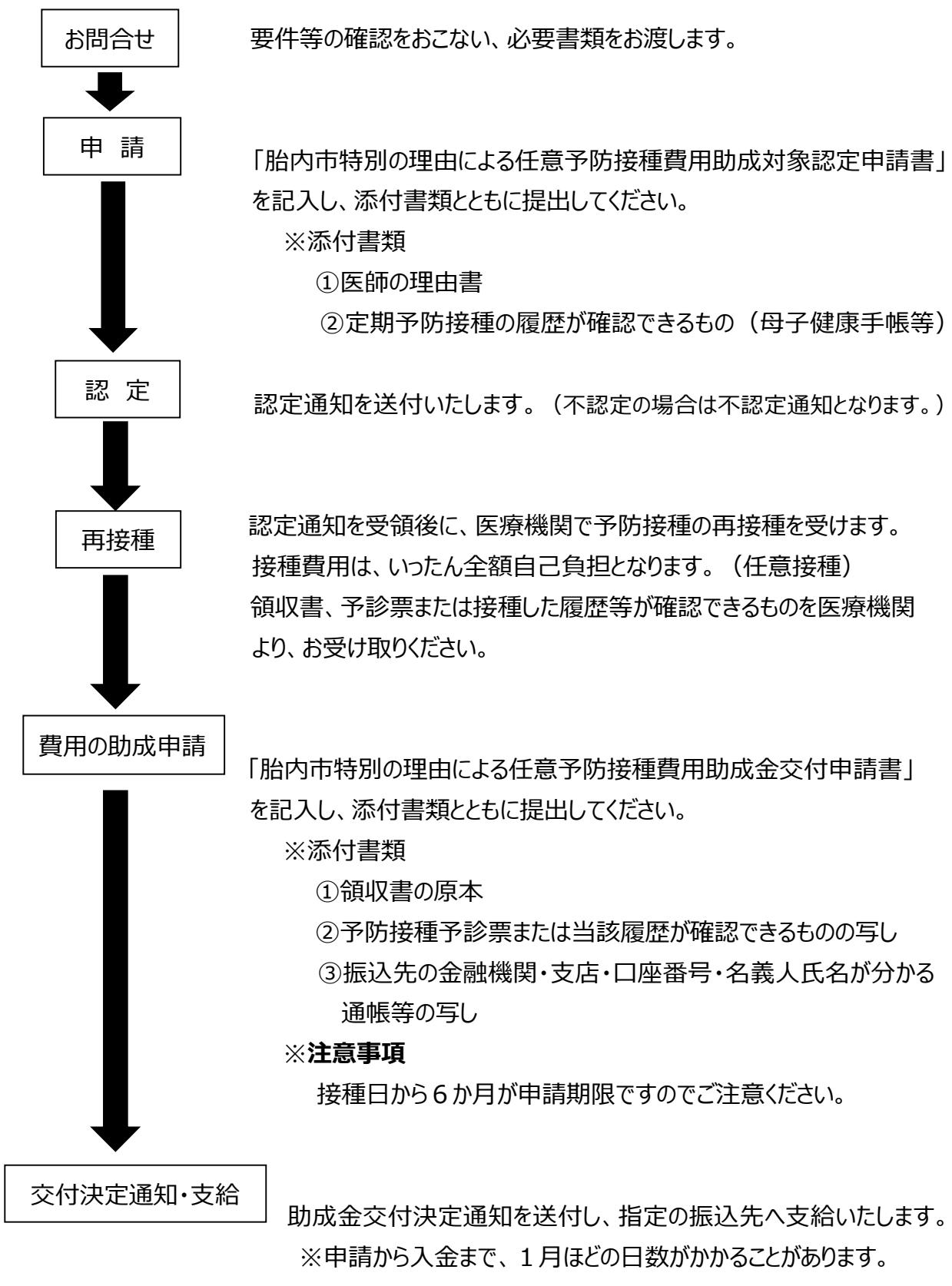
長期療養特例のある特定疾病（ワクチン）	規定の年齢
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風・Hib 感染症（五種混合に限る）	15歳未満
結核（BCG）	4歳未満
Hib 感染症（ヒブ）	10歳未満
小児肺炎球菌	6歳未満

## 【助成金額】

予防接種にかかった費用。

ただし、接種時の胎内市定期予防接種委託料金が上限となります。

## 【手続きの流れ】



問合せ先：胎内市健康づくり課 庶務係 ☎0254-44-8680

e-mail:genki@city.tainai.lg.jp

胎内市西本町 11-11 ほっと HOT・中条